

住居表示実施日以後の各種手続きについて

皆さんが自分で住所変更の手続きをするもの

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこで) 申請・届出先	(いつまで) 手続き期限	(何を持って) 提出書類等
土地建物等不動産の所有者の住所変更登記	実施区域内に住んでいる方で、土地建物を所有している方	土地建物等の所在地を管轄する法務局	期限はありませんので、必要などき(不動産の売却、相続、分筆等)に申請してください。	(1) 登記申請書 (2) 住居表示変更証明書 (3) 印鑑 (4) 代理人手続きの場合は委任状 登録免許税は免除
抵当権者などの表示変更登記	土地建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方	仙台法務局石巻支局 TEL22 - 6188		登記事項証明書の取得および公図閲覧申請については有料 ・登記事項証明書 1,000円 ・要約書 500円
会社などの法人の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)および代表者等の住所変更登記	住居表示が実施された結果、それらに変更を生じた法人および代表者等	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局及び支店(従たる事務所)の所在地を管轄する法務局	法定期限内に申請してください。 本店所在地 - 2週間 支店所在地 - 3週間	
自動車運転免許証の住所欄の変更届け	自動車運転免許証をお持ちの方	石巻運転免許センター TEL83 - 6211 石巻警察署でも可 TEL95 - 4141	運転免許証の更新時に手続きをしてください。 なお、運転免許証を身分証明書等に使用される方は、早めに住所変更の手続きをしてください。	(1) 運転免許証 (2) 住居表示変更証明書
二輪自動車の住所変更(125ccを超え250cc以下)	二輪自動車をお持ちの方	宮城県軽自動車協会 仙台市宮城野区苦竹四丁目 2 - 20 TEL(022)232-5724	車検時または名義変更をする時に手続きをしてください。 売却、譲渡等をされる方は併せて住所変更の手続きをしてください。	(1) 車検証または届出済証 (2) 住居表示変更証明書(個人または法人) (3) 印鑑 申請用紙代は有料(40円)
軽自動車の住所変更	軽自動車をお持ちの方			(1) 自動車車検証 (2) 住居表示変更証明書(個人または法人) (3) 印鑑 申請用紙代は有料(40円)
自動二輪車(250ccを超えるもの)の住所変更	自動二輪車をお持ちの方	東北運輸局宮城陸運支局 仙台市宮城野区扇町三丁目 3 - 15 TEL(022)235-2517		(1) 自動車車検証 (2) 住居表示変更証明書(個人) 登記簿謄本(法人) (3) 印鑑 申請用紙代は有料(30円)
自動車の住所変更	自動車をお持ちの方			
風俗営業許可証、銃砲等剣類所持許可証の住所変更	左の許可証をお持ちの方	石巻警察署 TEL95 - 4141	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は許可証を発行した警察署で手続きできます。	(1) 許可証 (2) 住居表示変更証明書 (3) 印鑑
株主等の住所変更	株主になっている方	詳細は関係会社等に問い合わせください。	住居表示実施日以後、速やかに済ませてください。	(1) 住居表示変更証明書 (2) 印鑑
各種営業許可証の住所変更	各種営業許可証をお持ちの方	宮城県石巻保健福祉事務所 TEL95 - 1411	住所変更の手続きは必要ありません(変更を希望される方は、住居表示実施日以後、手続きをしてください。)	(1) 各種営業許可証 (2) 印鑑
船員手帳の本籍変更	船員手帳の交付を受けている方(本籍が変わった場合、本籍の訂正申請が必要です。)	東北運輸局石巻海運支局 TEL95 - 1228 または 市水産物地方卸売市場 管理事務所 TEL96 - 1021~2	期限はありませんので、航海の合間等を利用して、申請してください。	(1) 船員手帳 (2) 住居表示変更証明書(本籍が入ったもの)
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の住所変更	左の手帳の交付を受けている方	市社会福祉事務所 障害福祉課 TEL95 - 1111 各総合支所、各支所	住所変更の手続きは必要ありません(変更を希望される方は、住居表示実施日以後、手続きをしてください。)	(1) 該当手帳 (2) 印鑑
児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書の住所変更	左の証書の交付を受けている方	市社会福祉事務所 子ども家庭課 TEL95 - 1111	住所変更の手続きは必要ありません(8月更新のため、10月から11月ころ新住所にて送付されます。)	
母子、父子家庭医療費受給資格者証の住所変更	左の受給者証の交付を受けている方		住所変更の手続きは必要ありません(10月更新のため、9月ころ新住所にて送付されます。)	
国民年金、厚生年金、船員保険の年金受給者の住所変更	年金を受けている方	石巻社会保険事務所 TEL22 - 5115 または 市役所生活環境部国保年金課 TEL95 - 1111	住居表示実施日以後、速やかに済ませてください。	年金受給権者住所変更はがきに記入(市役所国保年金課、石巻社会保険事務所の窓口にあります。) 住所変更をしなくても、年金の受給はできますが、年金に関する大事なお知らせ等が届かなくなることがあります。

別紙に続く

役所で住所変更の手続きをするもの

公簿名	訂正欄	説明
児童手当台帳	住所および本籍欄	市役所において、新しい住所および本籍に書き換えます。
住民基本台帳	住所および本籍欄	市役所において、新しい住所および本籍に書き換えます。
印鑑票(原票) 外国人登録原票 選挙人名簿 学令簿 市税関係台帳	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。
戸籍簿	本籍欄	1 町名または地番が変わったときは、市役所において、新しい本籍に書き換えます。 2 本籍は、人の身分関係を表すもので、住所ではありませんから住所とは別に表します。
土地登記簿 建物登記簿	土地または建物登記簿表題部の所在欄	1 町名または地番が変わったときは、法務局において新しい町名または地番に書き換えます。ただし、所有名義人などの住所は、申請があるまで変わりません。 2 土地または建物登記簿の表題部の所在は、それぞれの土地または建物のある場所を表すものです。 3 その表し方は、地番を使用します。 例 (土地) 石巻市 丁目 番 " 町 番 (建物) 石巻市 丁目 番地 " 町 番地

上に記載したのは一部ですが、この他にも法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

住居表示証明書(無料)……………新しい住所に変更された証明書は、住居表示実施日以降、市役所生活環境部市民課、各総合支所市民生活課および各支所の窓口で無料で発行します。

登記申請書……………申請書用紙は、市役所生活環境部市民課、各総合支所市民生活課および各支所の窓口にて用意してあります。

登録免許税(免除)……………この制度による住所変更のための登記、登録等の場合は、登録免許税は免除されます。